05 障がい者への虐待を防ぎましょう

障がいの特性に対する知識や理解の不足、障がい者の人権に対する意識の欠如等により、障がい者虐待が起こってしまうことがあります。障がい者虐待には、身体的虐待（殴る、蹴るなど）、性的虐待（性行為の強要、わいせつな映像を見せるなど）、心理的虐待（怒鳴る、無視するなど）、放棄・放置（食事や水分を与えないなど）、経済的虐待（年金や賃金を渡さないなど）の５つのタイプがあります。

もしかしたら虐待？とおもったらすぐに
障がい福祉課へご相談ください。
あなたの通報が支援につながります。



●通報は匿名でも構いません。
●通報者の情報が外部に漏らされることはないので、ご安心ください。
●虐待であるか、はっきりわからなくても通報できます。市が虐待の有無を判断しますので、通報者自らが調査して虐待であるかどうかを認定する必要もありません。

06 難病について

1 医療費助成制度について

医療費助成の対象となる指定難病と診断され、「重症度分類等」に照らして病状の程度が一定程度以上の場合は、医療費助成制度の対象となります。申請等につきましては、長崎県のホームページをご確認いただくか、長崎県国保・健康増進課までお問い合わせください。

2 障がい福祉サービスの利用について

障害者総合支援法では、難病患者の方も障害福祉サービス等の対象となります。対象疾患や障がい福祉サービスについては、障がい福祉課までお問い合わせください。

3 相談機関について

佐世保市障がい福祉課、長崎県難病連絡協議会（難病連）・県北支部では難病のことについて、ご本人・ご家族・支援者の方々のご相談に対応しています。

また、難病連県北支部では毎月第２日曜日（13：30～15：30）に、難病カフェを開催しておりますので、お気軽にご参加ください。

長崎県国保・健康増進課
連絡先：095-895-2496
住所：長崎市尾上町 3-1

長崎県難病連絡協議会・県北支部
連絡先：0956-37-8414
住所：佐世保市栄町 4-11 サンクル１番館２階
月～金（10：00～15：00）

佐世保市障がい福祉課
連絡先：0956-24-1111
住所：佐世保市高砂町 5-1

障がい福祉だより
vol.9　2022 年 12 月特集号

〒857-0042 佐世保市高砂町５－１
佐世保市保健福祉部障がい福祉課
☎ 0956-24-1111（代表）　FAX 0956-25-2281
http://www.city.sasebo.lg.jp/　syogai@city.sasebo.lg.jp

障がい福祉だより

vol.9

佐世保市の障がい福祉のとりくみについてご紹介します。

01 手話で話そう

災害に関する手話です。
手話では、このように表現しますが、身振りで工夫しても大丈夫です。



地震



津波



土砂崩れ





台風



避難を呼びかける手話です。火事以外にも、上の単語と組み合わせて使うことができます。

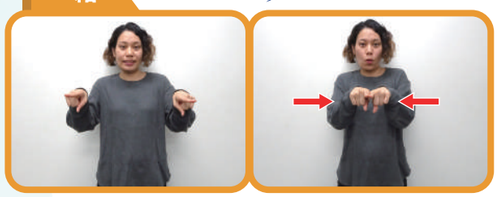


火事



火事です！
一緒に
逃げましょう！

一緒



逃げる



02 障害者差別解消法について

障害者差別解消法とは？

この法律は、正式名を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、平成２５年６月に制定、平成２８年４月に施行されました。障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認めあいながら、共に生きる社会（共生社会）をつくることを目的とした法律です。

この法律では、行政機関（国・地方公共団体等）と民間事業者に対し、『不当な差別的取扱い』を禁止し、『合理的配慮の提供』を行うこととしています。

『不当な差別取扱い』の禁止とは

国・都道府県・市町村の行政機関や、企業や店舗などの事業者が、障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

『合理的配慮の提供』とは

国・都道府県・市町村の行政機関や、企業や店舗などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）としています。

佐世保市での取り組み例

聴覚障がい者等から、病院受診や行事参加等、手話通訳や要約筆記等の支援を必要とする意思表明があった場合、手話通訳者または要約筆記者の派遣を行っています。

また、庁内用務については、筆談や障がい福祉課設置の手話通訳者が同行し、意思の疎通を支援しています。



相談窓口について

障がいのある人に対する差別に関する相談は、長崎県庁障害福祉課内設置の広域専門相談員または、地域相談員が受付けます。詳しい連絡先は、長崎県のホームページをご覧いただくか、障がい福祉課までお尋ねください。

03 ピアサポーターとは？

精神に障がいがあることをオープンにしたうえでその経験を活かして支援すること。

精神疾患ピアサポーター　ふたばの陽

ふたばの陽は「癒しの場」をコンセプトに人と人との垣根をこえた繋がりを大切に活動しています。

主な活動内容

例会活動　月に１回語らいの場の提供。

癒しの場を目指しています。他にも交流会、講演活動、広報活動なども行っています。

例会活動の詳細

日　時　毎月第３土曜日 13：30 ～

場　所　障がい福祉課にお尋ねください。

参加費　50 円

お話の内容

・眠れないときどうしている？
・家族のことについて
・今日の晩御飯は何にする？
休憩を挟めながらお話をしていきます。





04 ひきこもりは周囲の理解とサポートが必要です

ひきこもりは頑張りすぎた証。新たな生活をするためのエネルギーを蓄えている期間

私たちは、さまざまなストレスの中で生活をしています。ストレスには、はっきりと自覚できるものもあれば、自分では気づかないままどこかで頑張って耐え続けていることもあります。ストレスを上手に解消できず疲れたり、ストレスが大きすぎて自分の力ではどうにもできず、これ以上のストレスをためないように、自分以外との接触を制限し、殻に閉じこもって自分を守ろうとします。これが、ひきこもりと言われる状態で頑張りすぎた証でもあります。ひきこもる前の生活に戻そうとするのではなく、次への新しい一歩を踏み出すエネルギーを蓄えている期間と捉えましょう。

ひきこもりの心理状態

ひきこもっている人の多くは、自分を責め、焦りと自己否定感をもっています。しかし、本人の心理状態は周囲にはわかりにくく「甘え」「怠け」とみられることが多いため、他人に対する信頼感が低下します。また、「自分はダメな人間だ」などと自己評価が低くなり、意欲の低下を招き一人で悩み苦しむ方も多く見られます。表面上は怠けに見える人も、強いひけ目、挫折感、劣等感などがあり、内心には深い葛藤を抱えていることがほとんどです。

家族、周囲の人ができること

つながる

ひきこもりは特別なことではなく、生きづらさからおこっています。生きづらさを感じたら家族だけで抱え込まず、勇気をもって相談機関等にご相談ください。

ひきこもりの正しい理解とサポート

ひきこもりは誰でもなり得ます。ひきこもりについて正しく理解し、見守り寄り添ってください。ひきこもりの回復には周囲の理解とサポートが必要です。

ひきこもり回復の 4 段階モデル

ひきこもりの回復とは、価値のある生活（自分らしい生活）を獲得することです。

家族の方へ

まずは、家族が楽になり、適切な対応をとることで、本人と家族の関係を改善する。（脱・家庭内引きこもり）

- 家族相談、家族教室、家族会

↓

ご本人へ

家族との葛藤が軽減されると、本人の世間への恐怖感も薄らぎ、特定の他者との関係が可能になる。

- 本人の相談・診療

↓

集団の場への参加

家庭以外で、同じ経験など安心できる集団の場への参加を続ける。
（脱・社会からの引きこもり）

- 本人の相談・診療
- 当事者のつどい

↓

段階的社会参加

大きな挫折を避けつつ、その人なりの社会参加を段階的に進めていく。

- 若者サポートステーション
- 他社会体験活動

参考：長崎県ひきこもり地域支援センター
ひきこもりのことでお悩みの方へ　ひきこもり回復の４段階モデル

相談機関

障がい福祉課	TEL:0956-24-1111	FAX:0956-25-2281
NPO 法人フリースペースふきのとう	TEL:0956-25-6222	FAX:0956-76-8131
佐世保市社会福祉協議会	TEL:0956-23-3174	FAX:0956-23-3175
長崎県ひきこもり地域支援センター	TEL:095-846-5115	